

岩手県監査委員告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定による協議が調ったので、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示する。

平成24年8月3日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 佐々木 大和
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
木村 雅弘	岩手県盛岡市上田一丁目1番35-705号
柏木 一男	岩手県盛岡市向中野三丁目19番31号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成24年8月6日から平成25年3月31日まで